

民間賃貸住宅の借上げによる受入れのご案内

※ 受入れを希望される方は、申請をする前に必ずお読みください。

東京都の民間賃貸住宅による受入れは、東日本大震災等により福島県、宮城県及び岩手県から都内に避難されている方々に、応急仮設住宅として都が借り上げた民間賃貸住宅を提供するものです。

1 受入対象者等

通学、通院、介護などの個別のご事情があり、都営住宅等では適切な住宅が見つからない方を対象とします。宮城県及び岩手県に居住されていた方については、東日本大震災により居住継続が困難な方が対象です。

既に都内の民間賃貸住宅で賃貸借契約を締結し居住されている方で、所定の条件を満たし、家主等の同意を得て都の借上契約に切り替えることが可能な方も対象とします。

申込みに必要な書類

- 運転免許証、保険証、住民票など被災時の住所が確認できるもの（同居者も必要）
- 同居者は原則として親族のみとし、住民票など親族であることが確認できるもの
- 宮城県、岩手県から避難されている方は、り災証明書など居住継続が困難であることが確認できるもの
- 都の借上契約に切り替える場合には、上記と合わせて、貸主と管理会社の同意書、住宅が新耐震基準を満たしていることを確認できるもの、及び現契約における契約書の写しと自ら負担した費用が確認できる書類の写し

2 民間賃貸住宅の条件

- ①新耐震基準を満たす建築物であること
- ②月額家賃が75,000円以内、世帯構成員数が5名以上の場合は100,000円以内であること（この金額を超える月額家賃の住宅は借上げの対象となりません。）
- ③都の借上契約への切替えの場合を除き、エアコン、コンロ、照明器具、給湯器、カーテンが設置されていること

3 受入条件等

- ①使用期間は、都が借上契約を締結した日から当面1年間とします。
- ②駐車場は、希望があれば都が用意した保管場所を利用させていただきます。（特別の事情がある場合に限り、都が借り上げて提供します。但し、月額賃料20,000円以内とします。）
- ③都は、月額家賃、共益費、火災保険等損害保険料、原状回復費用等を負担します。（住宅使用者の方は各戸で使用する光熱水費等をご負担いただきます。上下水道は減免の措置がありますので、水道局の営業所に確認してください。）

4 その他

- 都の業務委託により、財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターが主な事務を担います。
- 居住される区市町村で、全国避難者情報システムにご自身の情報提供をお願いします。
- 災害救助法の応急仮設住宅として提供するものですので、都が設定する使用期間が終了した場合においては、退去いただくことになります。
- 応急仮設住宅では、同一都道府県内の応急仮設住宅間の転居は認められていないので、入居後に都が提供する他の応急仮設住宅に転居することはできません。（震災時にお住まいの県内の応急仮設住宅に転居されることは可能です。）
- 使用期間中に住宅を退去する場合や変更等がある場合、必ず届け出てください。
- 住宅は注意をもって管理し使用してください。住宅に損害を与えた場合は、修繕費用や原状回復費用を住宅使用者に求める場合があります。
- 都又は都の関係機関等が、皆様の現況確認や巡回による相談受付等を実施しますので、その際にご協力ください。
- 契約切替えの場合は、普通借家契約から一時使用賃貸借契約に切り替わることになり、使用期間を都が定めるなど借地借家法の適用を受けなくなります。
- ご希望があれば、都から布団、小型テレビ、小型冷蔵庫を貸与します。（契約切替えの場合を除く）
- ご希望があれば、日本赤十字社の生活家電セット（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、炊飯器、電子レンジ、電気ポット）の寄贈について、都から被災県に対して申込みを行います。
- 都が受領した宮城県及び岩手県からの通知の中に次の内容がありますのでお伝えします。
 - ・民間賃貸住宅借り上げによる応急仮設住宅に入居した場合、救助が完了したものとみなされ災害救助法による自宅の応急修理が対象外となる。（宮城県及び岩手県）
 - ・民間賃貸住宅借り上げによる応急仮設住宅に入居した場合、被災者生活再建支援制度の加算支援金（賃借料）の分は申請ができないが、応急仮設住宅扱いの期間（2年間）終了後に申請ができる。（宮城県）
- 民間賃貸住宅による受入れの一連の手続きにおいて、ご提供いただいた個人情報は、応急仮設住宅の提供のほか、救助、情報提供等の支援の目的以外には使用しません。（個人情報は、都、財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター、震災時にお住まいだった県・市町村、住宅が所在する区市町村、協力する業界団体、宅建業者及び貸主などこの受入れに関与する者の間で共有します。また、日本赤十字社や搬送業者など必要な者に提供しますので、ご了解ください。）

民間賃貸住宅による避難者受入れ東京都相談センター

財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター

電話0120-918-338